

令和6年能登半島地震・奥能登豪雨の風化防止に向けた インフルエンサー等による情報発信業務委託 仕様書

1 業務名

令和6年能登半島地震・奥能登豪雨の風化防止に向けたインフルエンサー等による情報発信業務委託

2 委託業務の目的

令和6年能登半島地震・奥能登豪雨（以下、「地震・豪雨」という。）の発生から時間が経過し、マスコミによる報道等が減少していく中で、人々の能登への関心が薄れ、全国からの支援が先細りしていくことが懸念される。本事業では、情報発信において大きな影響力を有するインフルエンサー等に対して、能登半島地震からの復旧・復興の現状等の正確な情報を発信してもらえるよう働きかけを行うことで、SNSなど様々なメディアでの発信を通じて、能登への関心を喚起し、移住・二地域居住などの関係人口の拡大や応援消費の拡大など、能登の復旧・復興の後押しとなる行動変容につなげることを目的とする。

3 委託予定金額

3,000千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）以内。

4 業務内容

委託業務の内容は、次の(1)～(3)のとおりとする。なお、業務遂行にあたり、事業を円滑に進められるよう、適宜、県と協議し実施すること。

(1) 事業計画の策定・実施

次に掲げる事項を盛り込んだ計画を策定し、計画に基づき情報発信等を実施すること。

① テーマ・ターゲット層の設定

(ア) 県外での地震・豪雨の報道量の減少などの現状を分析し、本事業を通じて起こしたい行動変容を検討した上で、情報発信のテーマを設定すること。

<行動変容の例>

- ・能登の人口や働き手の減少などの現状を知り、移住や二地域居住を検討したい
- ・生業再建の現状を知り、応援消費を通じて支援したい
- ・能登の復旧・復興につながるような行動変容を促すもの

なお、テーマは2つ以上設定することが望ましい。

(イ) ターゲット層は、能登への関心が薄れつつある県外在住者とし、効果的な属性（年代、地域、趣味嗜好等）についても設定すること。

② 活用するインフルエンサー等の選定、発信内容の設定

(ア) ①で設定したターゲット層に対して、効果的な発信が期待出来るインフルエンサー等を選定するとともに、選定根拠も示すこと。

(テーマ毎に複数人選定することも可能)

(イ) 事業の性質上、現状等の正確な情報を発信する必要があるため、現地取材に基づいた発信を行うこと。

<正確な情報発信の例>

- ・能登の事業者や支援団体への取材に基づく、現状や復興に向けた意気込みの発信
- ・二地域居住者や移住者への取材に基づく、能登に住む魅力の発信
- ・現地関係者への取材に基づく、「石川県創造的復興プラン」に掲げる取り組みの現状・進捗状況の発信など

(ウ) インフルエンサー等がSNSで情報発信を行う場合は、効果的な#ハッシュタグを設定し、UGC (User Generated Content) の拡大を図るなど工夫すること。なお、その他の媒体を用いる場合においても、媒体特性を活かした効果的な発信を行うこと。

(エ) 情報発信コンテンツ (写真や動画など) は、現地取材の際に撮影するなど正確な現状等を伝えられるものとする。

③ 業務スケジュール

(ア) 委託業務期間全体を通じた業務スケジュールを示すこと。

(イ) 地震・豪雨からの節目となる時期を前に関連報道等が増え、全国的に能登への関心が高まると想定されることを踏まえ、以下の時期を情報発信期間に含めること。

(i) 奥能登豪雨 1年 (9月頃)

(ii) 能登半島地震2年 (1月頃)

(ウ) 業務委託の終期は令和8年3月末とする。

④ 実施体制

- ・本業務を円滑かつ効果的に実施できる体制を整えること。

(2) 効果測定・検証

① どのような行動変容につなげるか発信テーマに合致したKGIを設定するとともに、KGIを達成するためのKPI (数値目標) も設定すること。

② 効果測定に用いるデータの種類や分析方法を提案すること。

③ 事業実施中も、適宜KPIを把握・分析し、改善を図ること。

④ 効果測定の結果について検証を行い、報告書としてとりまとめ、石川県に報告すること。

(3) 改善の提案

(2)④の報告とあわせて、令和8年度以降の事業に向けた改善点も提案すること。

<参考>

石川県創造的復興プランは下記URLを参照

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/fukkyuufukkou/souzoutekifukkousuishin/fukkuoplan.html>

二地域居住については、上記、石川県創造的復興プラン【冊子本体】P44を参照

5 業務の進め方

- (1) 受託者は、県の意図及び目的を十分理解した上で、本業務を総括する責任者及び適正な人員を配置し、県との連絡・調整を密にしつつ、効率的に業務を進めること。
- (2) 適切な実施体制とスケジュールにより業務を実施することとし、業務の実施に当たっては、進捗状況および今後の進め方等を県に逐次報告するほか、必要に応じて県と打ち合わせを行うこと。
- (3) 受託者は、県から業務の進捗状況を把握するために資料等を要求された場合は、速やかに提出すること。
- (4) 受託者は、本業務を第三者に委託し、又は本業務の義務を第三者に引き受けさせてはならない。ただし、あらかじめ県の書面による承認を受けたときはこの限りではない。
- (5) 業務において個人情報を取扱う場合には、別記「個人情報取扱特記事項」によるものとする。
- (6) 本仕様書に定めのない事項については、その都度、県の指示を受けて処理すること。

6 成果物の納品

業務完了後、以下の内容を含んだ報告書および電子データ等の成果物を提出すること。

- (1) 納品物
 - ① 制作したコンテンツ（写真、動画、記事等）のデータ
 - ② 効果検証分析報告書（レポート）
 - ③ 業務完了報告書 1部
※業務全体の概要、実績、効果を踏まえ、次年度以降の広報戦略について提案すること
- (2) 納品先
石川県知事室戦略広報課広聴グループ
〒920-8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地
- (3) 納期
 - ・ (1)①、②については、随時
 - ・ (1)③については、委託契約期間内

7 その他

- (1) 本事業を通して起こしたい行動変容に「応援消費の増加」を設定する場合は、「応援消費お願いプロジェクト」における共通ロゴマークを使用するなど、これまでの本県の取り組みを効果的に活用すること。

【参考】石川県ホームページ「応援消費お願いプロジェクト」

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/saigai/202401jishin-ouen.html>

- (2) 実現可能な提案を行うこと。実施にあたって、不確定要素や県・関係機関等の協力要件がある場合は、具体的かつ明確にその内容を示すこと。
- (3) 原則として、作成するコンテンツのデータは、事業終了後に石川県が再編集等を行い、二次利用が可能なものにする。こと。（二次利用を可能とすることを条件とすることで、インフルエンサー等の選定に支障を来す場合は、県に相談すること）
- (4) 本業務の成果品に係る著作権（作成の過程で作られた素材等の著作権も含む）及びその権利は、すべて県に帰属するものとする。ただし、受託者と県の協議の上、欠かすことができないと認めた構成素材のうち、当該著作権を県に帰属させることが困難なものについてはこの限りでない。
- (5) 受託者は、県に著作権を譲渡し、または委託者に著作権法に基づく利用を許諾した成果品に関し、著作者人格権を行使しないものとする。
- (6) 成果品及び構成要素に含まれる第三者の著作権、商標権、その他の権利については、受託者が当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。
- (7) 写真や動画の撮影、取材等にかかる関係者との交渉や打ち合わせ、撮影許可手続等一切の業務は受託者の責任において行うこと。
- (8) 「個人情報の取扱いに係る特記事項」を参考に、個人情報をはじめとするセキュリティ対策に万全を期したものとする。
- (9) 業務の遂行にあたって疑義が生じたとき、または、本仕様書に定めのない事項に関しては、速やかに県まで連絡し、その指示を受けること。
- (10) 受託者は、雇用保険法（昭和49年法律第116号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、健康保険法（大正11年法律第70号）及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。
- (11) 業務の遂行にあたっては、ステルスマーケティングによる景品表示法の違反など、関係法令に違反することの無いようにすること。

個人情報の取扱いに係る特記事項

(趣旨)

第1 受託者（以下「乙」という。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 乙は、この契約による事務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

(取得の制限)

第3 乙は、この契約による事務を行うため個人情報を取得するときは、その事務の目的を明確にし、当該目的の達成のために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。

(適正管理)

第4 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために個人情報の取扱責任者の設置等の管理体制の整備など、必要な措置を講じなければならない。

(従事者の監督)

第5 乙は、その従事者に個人情報を取り扱わせるに当たっては、当該個人情報の適正な管理が図られるよう、当該従事者に対する必要な監督を行わなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第6 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を、契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、あらかじめ委託者（以下「甲」という。）の書面による指示又は承諾を受けたときは、この限りではない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けたときは、この限りでない。

(再委託の禁止)

第8 乙は、この契約による個人情報を取り扱う事務について、第三者に再委託し、又は下請させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けたときは、この限りでない。

2 乙は、甲の承諾により第三者に個人情報を取り扱う事務を再委託し、又は下請けさせる場合には、甲が乙に求めた個人情報の保護に関し必要な措置と同様の措置を当該第三者に書面により求めるものとする。

(資料等の返還等)

第9 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受け、又は乙自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、本契約終了後直ちに甲へ返還しなければならない。ただし、甲が書面により別に指示したときは、その指示に従うものとする。

2 乙は、この契約による事務により保有する個人情報については、本契約終了後直ちに消去し、又は廃棄しなければならない。ただし、甲が書面により別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(管理状況の報告等)

第10 甲は、乙がこの契約による事務を行うに当たり、個人情報の取扱責任者の設置及びその他個人情報の管理状況について報告を求め、又は調査をすることができるものとする。

(事故報告)

第11 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、直ちにその状況を甲に通知し、適切な措置をとらなければならない。また、調査結果を遅滞なく甲に報告しなければならない。

(指示)

第12 甲は、乙がこの契約による事務を行うために取り扱っている個人情報の管理状況について、不適切と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。